

上毛町住宅用エネルギーシステム 設置費補助制度のご案内

上毛町では、地球温暖化対策として、環境にやさしいクリーンエネルギーの普及促進に取り組んでいます。その一環として、住宅用エネルギーシステムを設置される方に補助金を交付します。

問い合わせ先

上毛町役場 住民課 住民福祉係

電話：0979-72-3116

1 補助対象となるエネルギーシステム

(1) 太陽光発電システムについて

①補助対象となる経費は次のとおりです。

太陽電池モジュール、架台、接続箱、パワーコンディショナー、ブレーカー（太陽光発電システム）、余剰電力販売用電力計、カラーモニター、送信ユニット等

②次の要件を満たすことが必要です。

ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、太陽電池モジュールの最大出力（合計値）が10kW未満のもの。

イ 性能保証及び設置後のメンテナンス等がメーカー等により確保されていること。

ウ 未使用品であること。

(2) 定置式リチウムイオン蓄電池について

①補助対象となる経費は次のとおりです。

充電式のリチウムイオン蓄電池

②次の要件を満たすことが必要です。

ア 土地又は家屋に定着させているもの。

イ 性能保証及び設置後のメンテナンス等がメーカー等により確保されていること。

ウ 未使用品であること。

2 補助金の交付対象となる方

市町村税を滞納していない方で、次のいずれかの要件を満たす方です。

(1) 自ら居住する町内の住宅に設置しようとする方。

(2) 自ら居住するために新築する町内の住宅に、新築と同時に設置しようとする方。

いずれも、店舗併用住宅及び建売住宅を含み、住民登録をされた方で、発電した電力を主に自ら居住する住宅部分で使用しなければなりません。

また、住宅に隣接する納屋・倉庫・車庫等に太陽電池モジュールを設置して、自ら居住する住宅部分の電力として使用する方も含みます。

※町外に住所がある方は、実績報告書提出時までには住所を居住する場所に変更しなければなりません。

※補助金の交付は1回限りです。

3 補助金の額

(1) 太陽光発電システムについて

5万円×太陽光発電システムを構成する太陽電池の公称最大出力（kW）（上限20万円）

（※公称最大出力について、小数点以下第2位未満の端数は四捨五入します。）

(2) 定置式リチウムイオン蓄電池について

3万円×蓄電池の公称最大蓄電容量（kWh）（上限10万円）

（※公称最大蓄電容量について、小数点以下第2位未満の端数は四捨五入します。）

(1) と (2) のいずれも、補助金額の1,000円未満の端数は切捨てとなります。

4 申請書受付期間

設置工事の前に補助金交付申請書の提出が必要です。

申請書には、添付書類をそろえたうえで上毛町役場住民課までご持参ください。設置業者等による申請書の提出も可能です（郵送は不可）。

申請書の受付期間は、令和6年4月1日（月）からとします。

なお、申請については予算の範囲内で先着順に受付し、予算額を超えた時点で締め切ります。

設置工事着工前に

○上毛町住宅用エネルギーシステム設置補助金交付申請書（様式第1号）をご提出ください。

チェック	添付書類
(必ず必要なもの)	
<input type="checkbox"/>	上毛町住宅用エネルギーシステム設置事業計画書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	エネルギーシステムの設置に要する費用の内訳が記載されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し
<input type="checkbox"/>	エネルギーシステム設置場所の位置図及び施工前のカラー写真帳（設置後との比較ができるもの） ○これから新築する住宅にエネルギーシステムを設置する場合 ①工事着工前の現況写真 ○既築の住宅にエネルギーシステムを設置する場合 ①設置予定住宅の全体写真 ②エネルギーシステムを設置する場所の写真 ※設置場所が複数ある場合は、それぞれ写真が必要です。
<input type="checkbox"/>	「滞納のない証明書」 ※交付年度内の申請日以前 <u>1ヶ月以内</u> に発行されたもの
(場合により必要なもの)	
<input type="checkbox"/>	承諾書（別紙様式） ※申請者と設置を予定する建物の所有者が違う場合に必要です。
<input type="checkbox"/>	その他 (町長が必要と認める書類)

申請した設置計画を変更する場合

○計画変更承認申請書（様式第4号）を速やかにご提出ください。当申請書が必要な場合は以下のとおりです。

- (1) 上毛町住宅用エネルギーシステム設置事業計画書に記載した太陽光発電システムの太陽電池の公称最大出力又は定置式リチウムイオン蓄電池の公称最大蓄電容量を変更するとき。
- (2) 住宅用エネルギーシステムのメーカーを変更するとき。

申請した設置計画を中止する場合

○中止承認申請書（様式第5号）を速やかにご提出ください。

設置工事完了後に

○上毛町住宅用エネルギーシステム設置実績報告書（様式第6号）を工事完了後1ヶ月以内又は令和7年3月20日（木）までのいずれか早い日までにご提出ください。

※工事完了日について、太陽光発電システムは受給開始日、定置式リチウムイオン蓄電池は連系開始日（併設時は太陽光発電システムの受給開始日）とする。

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	上毛町住宅用エネルギーシステム設置事業成果書（様式第7号）
<input type="checkbox"/>	エネルギーシステムの設置状況の確認できる以下のカラー写真帳 (1) 太陽光発電システムについて ①システムを設置した建物全体 ②太陽電池モジュール（モジュールの枚数が確認できるもの） ③パワーコンディショナー ④パワーコンディショナーの品番等がわかる箇所 (2) 定置式リチウムイオン蓄電池について ①システムを設置した建物全体 ②パワーコンディショナー ③パワーコンディショナーの品番等がわかる箇所 ④蓄電池本体（土地又は家屋に定着させていることが確認できるもの） ⑤蓄電池本体の品番等がわかる箇所 ※太陽光発電システム併設時は①から③を再掲しなくてよい。
<input type="checkbox"/>	太陽光発電システムの設置配置図
<input type="checkbox"/>	領収書及び内訳書の写し
<input type="checkbox"/>	太陽光発電システム：電力受給契約の案内通知の写し 定置式リチウムイオン蓄電池：系統連系に関する契約の案内通知の写し

5 その他

- (1) 計画変更承認申請書及び中止承認申請書、上毛町住宅用エネルギーシステム設置実績報告書について、設置業者が提出しても構いません。
- (2) 太陽光発電システム設置後、発生電力量・売電電力量等のデータについて、設置した年度の次の年度に1年間分の報告をしていただきますので、ご協力をお願いします。
- (3) 設置完了後、設置要件に適合しているか、町と設置者の立会により、完了検査を行います。

～補助金交付申請手続きの流れ～

